

1. 訪問型サービス（独自）サービスコード表

【国基準訪問サービス（国基準相当訪問型サービス）】令和6年6月以降

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
------	---------------------	------------------	---

イ 訪問型サービス費（独自）

(1) 1週に1回程度の場合	事業対象者、要支援1・2 (1月につき 1,176単位)			
(2) 1週に2回程度の場合	事業対象者、要支援1・2 (1月につき 2,349単位)	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100
(3) 1週に2回を超える程度の場合	事業対象者、要支援1・2 (1月につき 3,727単位)			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100

□ 初回加算	(1月につき 200単位を加算)
--------	------------------

ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1月につき 100単位を加算)
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） (1月につき 200単位を加算)

ニ 口腔連携強化加算	(1回につき +50単位を加算（1月に1回を限度）)
------------	----------------------------

ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1月につき 所定単位×245/1000を加算)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1月につき 所定単位×224/1000を加算)	
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1月につき 所定単位×182/1000を加算)	
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1月につき 所定単位×145/1000を加算)	
	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1） (1月につき 所定単位×221/1000を加算)	
	(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2） (1月につき 所定単位×208/1000を加算)	
	(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3） (1月につき 所定単位×200/1000を加算)	
	(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4） (1月につき 所定単位×187/1000を加算)	
	(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5） (1月につき 所定単位×184/1000を加算)	
	(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6） (1月につき 所定単位×163/1000を加算)	
	(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7） (1月につき 所定単位×163/1000を加算)	
	(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8） (1月につき 所定単位×158/1000を加算)	
	(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9） (1月につき 所定単位×142/1000を加算)	
	(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10） (1月につき 所定単位×139/1000を加算)	
(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11） (1月につき 所定単位×121/1000を加算)		
(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） (1月につき 所定単位×118/1000を加算)		
(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） (1月につき 所定単位×100/1000を加算)		
(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） (1月につき 所定単位×76/1000を加算)		

□ 支給限度額管理の対象の算定

▭ 「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。